

「ヘキシチアゾクス」及び「アルベンダゾール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

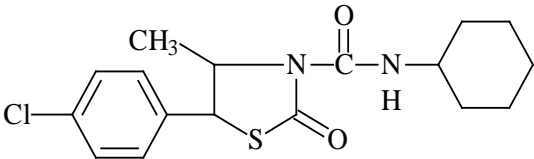
1. ヘキシチアゾクス（農薬）
2. アルベンダゾール（動物用医薬品）

ヘキシチアゾクス

1. 今回の諮問の経緯

- ・ヘキシチアゾクスについては、平成23年11月15日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成27年3月24日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されているいちご等の基準を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ヘキシチアゾクス (Hexythiazox)	
構造式		
用途	殺虫剤(殺ダニ剤)	
作用機構	作用機構については不明であるが、接触毒及び食毒(吸汁毒)により殺ダニ活性を示す。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: あずき(ハダニ類)、かんきつ(ミカンハダニ)、りんご(リンゴハダニ等)等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.03mg/kg 体重/day、ARfD=設定の必要なし
	国際基準	いちご、トマト、かんきつ類等
	諸外国	米国基準: 仁果類、核果類等 EU基準: かんきつ類、仁果類、核果類等 豪州基準: 仁果類、核果類等 ニュージーランド基準: もも等
食品安全委員会での評価等	平成23年11月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年3月24日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI= 0.028 mg/kg 体重/day</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD= 設定の必要なし</div>	

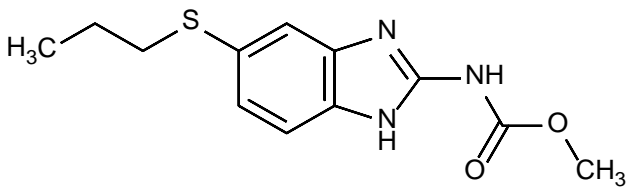
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アルベンダゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・アルベンダゾールについては、厚生省告示 370 号（昭和 34 年 12 月 28 日）では基準が設定されておらず、その代謝物である「5-プロピルスルホニル-1 H-ベンズイミダゾール-2-アミン」として基準が設定されていることから、基準値を設定する品目名は動物用医薬品等の有効成分名とし、暫定基準見直しに際し、品目名を「5-プロピルスルホニル-1 H-ベンズイミダゾール-2-アミン」から「アルベンダゾール」に変更することとして、平成 25 年 8 月 20 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成 27 年 9 月 29 日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、「5-プロピルスルホニル-1 H-ベンズイミダゾール-2-アミン」として本基準が設定されている牛の筋肉等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アルベンダゾール (Albendazole)	
構造		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	ベンズイミダゾール系の駆虫剤で、線虫細胞中のチューブリンに強く結合することにより、特に線虫の腸管細胞が影響を受け、その結果、吸収機能が喪失し、線虫を餓死させると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	【動物用医薬品】承認されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.05 mg/kg 体重/day
	国際基準	筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、乳 (いずれも動物種は明記されていない)
	諸外国	米国基準: 牛、羊、山羊 カナダ基準: 牛 EU 基準: 反芻動物、乳

	豪州基準:牛、羊、山羊 ニュージーランド基準:羊
食品安全委員会 での評価等	平成 25 年 8 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 27 年 9 月 29 日 食品健康影響評価 受理 ADI = 0.01 mg/kg 体重/day

JECFA : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議